

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構公式サイト「伊勢志摩観光ナビ」バナー広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「機構」という。）が管理する伊勢志摩観光コンベンション機構公式サイト「伊勢志摩観光ナビ」に掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「広告」とはバナー画像（文字又は画像あるいはその両方で表示された情報）により、広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）が指定するウェブサイトリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置等)

第 3 条 広告の掲載位置等は別表 1 に掲げるとおりとする。

(広告の基準)

第 4 条 広告を募集する対象は、伊勢志摩地域の観光または経済の活性化及び文化の向上に寄与するウェブサイトとする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当し、または該当するおそれがあると認められるものについては、当該広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) サイトの運営に支障をきたすもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉を棄損するもの
- (5) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (6) 政治性のあるもの
- (7) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (8) 誇大又は虚偽であるもの
- (9) 広告の内容が不明確であるもの
- (10) 広告主の名称が明示されていないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (11) 個人の氏名を広告するもの
- (12) 不当な比較広告
- (13) 次のいずれかに該当する業種・業者等の広告
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - イ 消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定す

る「貸金業」)

ウ ギャンブルにかかわる業種

エ 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体

(14) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの

(15) その他、掲載する広告として適当でないと機構が認めるもの

(広告の禁止表現)

第5条 次の各号に掲げるものを広告の禁止表現とし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 点滅、切り替え、反転などの動きのある表示

(2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある表示（「閉じる」、「キャンセル」等の表現など）

(3) 実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）

(4) その他、広告の表現として適当でないと機構が認めるもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1年間を単位とする。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告は、伊勢志摩観光ナビにより募集するものとする。

2 前項の規定の募集は、広告の掲載枠に空きが生じたときに行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告主は、広告掲載開始希望日の30日前までに、所定の様式により機構に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 機構は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条の規定に基づき審査を行い、申し込みを受け付けた日から原則7日以内に広告掲載（不掲載）の決定をするものとする。

(広告バナー画像の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告バナー画像データを作成し、広告掲載の決定があった日から10日以内に、機構に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告バナー画像データに関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 機構は、第1項の規定により提出された広告バナー画像の内容が第5条の規定に

反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第 11 条 広告掲載料は、別表 2 に掲げるとおりとする。

2 広告主は、前項の広告掲載料を、バナー画像データ提出後に機構が発行する請求書に基づき、掲載開始日の前日までに支払うものとする。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載の決定又はその掲載を取り消すことができる。

- (1) 第 10 条第 1 項の規定により定められた期日までに広告バナー画像データが提出されないとき
- (2) 第 11 条第 2 項の規定により定められた期日までに広告掲載料が支払われなかったとき
- (3) 第 4 条又は第 5 条の規定に反すると判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、機構に対し、速やかに申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 機構は、原則として支払を受けた広告掲載料については返還しないものとする。

(広告の変更)

第 15 条 広告主は、掲載期間中において広告を変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、機構にあらかじめ連絡するものとし、第 10 条の規定に準じて広告バナー画像データを作成し、提出するものとする。

(リンク先の変更)

第 16 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 7 日前までに機構に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のウェブサイトの内容、そ

の他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

(協議)

第 18 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、機構と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は令和元年 7 月 5 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	PC 用
掲載位置	トップページ下段の所定の位置
掲載枠数	20 枠
規格	
大きさ	横 300 ピクセル・縦 100 ピクセル
形式	JPEG また PING (GIF 不可)
データ容量	100KB 以下

別表 2 (第 11 条関係)

区分	広告掲載料
広告主が機構会員	10,000 円
広告主が機構非会員	20,000 円

- (注) 1. 掲載料金は年額とする。
2. 消費税及び地方消費税は別とする。